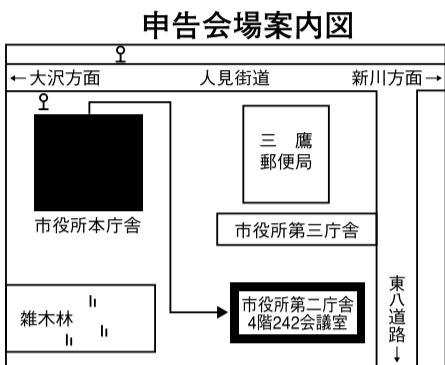


# 市民税・都民税の申告をお早めに



◆受付期間 2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く)  
 ◆受付時間 午前9時～午後4時30分  
 ◆受付場所 市役所第二庁舎4階242会議室・各市政窓口  
 ◆必要なもの 印鑑、平成14年中の収入などが確認できる書類(源泉徴収票)・

## 確定申告はお早めに

### 所得税・贈与税の申告納税

平成14年分所得税の確定申告納税期間は  
 2月17日(月)～3月17日(月)です

申告会場は3月に入ると大変混み合いますので、早期の提出をお願いします。  
 土・日曜日、祝日は窓口業務を行っていませんので、申告書を提出される方は、郵送または時間外文書収受箱(税務署正門わきに設置)をご利用ください。  
 ◆確定申告が必要な方  
 ◇事業所得や不動産所得などがある方 平成14年中の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方。  
 ◇サラリーマンの方 ①給与の年収が2千万円を超える方。②給与を1力所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。③給与を2力以上から受けている方。④同族会社の役員などで、そ

の法人から給与のほかに貸付金の利子や不動産賃貸料などの支払いを受けている方。  
 ◇土地や建物等を買った方  
 ◆確定申告書の様式  
 ①申告書の種類が、「申告書A」と「申告書B」の2種類になっています。  
 ◇申告書A 申告する所得が給与・雑(年金)・配当・一時だけの方  
 ◇申告書B 所得の種類にかかわらずすべての申告に対応する「申告書の別表」として、「第三表(分離課税用)」「第四表(損失申告用)」「第五表(修正申告用)」があり、それぞれ「申告書B」と併せて使います。  
 ③確定申告の手引に「計算コーナー」を設け、計算結果を申告書に転記できるように

領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費など平成14年中に支払ったもの)。  
 ※申告をしないと課税証明書の即日交付はできません。  
 【申告が必要な方】  
 ◇平成15年1月1日現在、三鷹市に居住し、①14年中に所得のあった方(年金収入、所得税で分離課税を選択した配当所得を含む)、②14年中に所得のなかった方で、三鷹市に申告している人の扶養親族になつていない方。  
 ◇三鷹市内に居住はしていないが、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方。  
 なお、①所得税の確定申告をする方、②勤務先から給与支払報告書または社会保険庁などから年金支払報告書が提出されている方、③三鷹市に申告している人の扶養親族の方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
 ↓市民税課 ☎内線23422～2347

## 臨時納税相談窓口を開設

納税相談や納税をしたいが、土・日曜日もしくは午後5時以降しか時間が取れないという方のために、次の期間、平日の窓口延長と土・日曜日の臨時窓口の開設をします。  
 なお、この期間には納税課職員による訪問・電話催告を行いますので、早期納付にご協力をお願いします。  
 ▽2月24日(月)～3月9日(日)の平日 午前8時30分～午後7時30分、土・日曜日 午前11時～午後5時、8日(土)、9日(日)の午前9時～午後5時、市役所2階納税課窓口。  
 ◆相談・納付(納入)できる

## 国保だより

◆今月は国民健康保険税第3期の納期です  
 平成14年度国民健康保険税第3期の納期は2月28日(金)です。納期内の納付に協力をお願いします。  
 納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課国保納税係 ☎内線2391へご連絡ください。  
 ◆納税には、安心・便利な口座振替を申し込みは保険課(市役所1階⑨番窓口)、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へ①納税通知書、②預金通帳の届出印、③預金通帳をお持ちください。  
 ↓保険課 ☎内線2391

## 市政に関する苦情に

### 総合オンブズマン制度の活用を

平成14年8月～12月の調査報告

総合オンブズマンは、平成14年8月～12月に4件の苦情が申し立てを受け付けました。また、以前から調査中だった2件の申し立てについて、調査結果をまとめました。その主な内容は次のとおりです。  
 【継続分】  
 ◆示談交渉について 処理に長期間を要した理由が、担当者が不慣れであったこと、市と市民との紛争であるため、市の職員が事実を明確にすることを巡らしたことなどによります。  
 市としては、冷静な立場で対応できるよう組織を設けて交渉の場に臨むことが望ましく、また、担当者はもっと早期に弁護士に相談するなど適切な処理をすべきであったと総合オンブズマンは考えます。  
 ◆福祉施設への入所について 苦情の内容は、ドメスティック・バイオレンスによる被害者であること、本人の希望を尊重し、適切な入所先を確保すること、また、今後このようなことが起こらないよう、保護者に対して保険制度に関する説明を十分に行うこと、過去に保護者が負担した免責金額をとるよう申し入れました。

## 総合オンブズマン相談室

市政のことで、あなた自身の利害に関わる苦情がありましたらお気軽にご相談ください。  
 市役所2階 ☎内線2215・FAX48-2810

相談日	担当総合オンブズマン
2月27日(木)	山崎 源三さん
3月6日(木)	池田理知子さん
3月13日(木)	山崎 源三さん
3月20日(木)	池田理知子さん
3月27日(木)	山崎 源三さん

※時間は午後1時30分～4時30分。  
 ▶予約制です。事前にご連絡ください。

◆苦情の内容 苦情の内容が調査の対象になるものであれば、相談日に総合オンブズマンがくわしい事情をお聞きします(今月の相談日は別表のとおり)。その後、関係者に事情を聞いたり、関係書類や記録を閲覧したり、実地調査を行います。  
 ◆調査結果の通知 原則として、調査を開始した日の翌日から起算して45日以内に申立人に通知します。  
 ◆苦情申し立ての方法 総合オンブズマン相談室(市役所本庁舎2階)や市政窓口にて備え付けの「苦情申し立て書」に必要な事項を記入して、総合オンブズマン相談室に提出してください。郵送やファックスでも受け付けます。  
 ☎内線2215